

令和2年度
燕市地域密着型サービス事業者募集要項
(小規模多機能型居宅介護事業)

令和2年1月

燕市健康福祉部長寿福祉課

1. 募集の概要

(1) 募集の趣旨

燕市では、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の基盤整備を進めることとしています。

この募集は、この計画に基づき、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援し、在宅での生活を支える介護サービスである小規模多機能型居宅介護を提供する施設の整備を行うため、公平性・公正性・客観性を担保した手続きのもと、より質の高いサービス提供事業者を募集するものです。

(2) 整備期限 令和2年度末まで

(3) 整備施設

整備地区	施設種類	定員
燕地区	小規模多機能型居宅介護事業所	登録定員29名

(4) 応募できる事業者の要件

- ①応募の時点で法人格を有している。（法人種別は問わない。）
- ②本事業を実施するために必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業開始当初から長期間継続して安定した介護サービスを提供するための十分な能力・経験等を有していること。
- ③介護保険法第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項の各号（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ④役員等に燕市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団員又はその構成員がいない、若しくは暴力団の構成員と親密な関係を疑われるような者がいない又は、その統制の下にない団体であること。
- ⑤法人及びその代表者が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税等を滞納していないこと。

(5) 建設等についての要件

- ①建設手続きを行うにあたり、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法その他関係法令等を遵守し、必要な許可等の見込があること。
- ②施設を整備する土地及び建物は、法人がすでに自己保有又は、その取得が確実に見込まれること。また、賃貸による場合は、事業の継続に必要な相当期間の賃貸権又は地上権を設定すること又は、その設定が見込まれること。

(6) その他

- ①事業者指定の基準及び介護報酬の額は、国の基準とします。
- ②地域密着型サービスは地域との連携・交流を図る必要があるため、地域住民や地元自治会等への理解が得られることが必要となります。
- ③介護人材不足となっている状況での施設整備のため、人材確保の確実性については、より具体的に分かりやすい考え方を示してください。

2. 応募について

(1) 提出書類について

「応募書類一覧」の各項目を確認のうえ、必要書類を提出してください。

提出部数10部（正本1部、副本9部）

- ① A4フラットファイルに添付書類を綴じてください。A4以外の書類についてはA4縦型サイズに折りたたんでください。
- ② フラットファイルの表紙と背表紙に「小規模多機能型居宅介護」及び「法人名」を記載してください。
- ③ 提出書類一覧表を目次にして様式順に綴じてください。書類ごとにインデックスをつけて、書類番号を記入してください
- ④ 市指定様式はホームページよりダウンロードのうえ作成してください。
- ⑤ 提出書類は正本はカラー印刷、副本はモノクロ印刷で構いません。

(2) 提出期間

令和2年2月3日（月）～令和2年2月20日（木）

午前9時～午後5時

*提出に当たっては、書類の確実性を期すために、あらかじめ電話にて日時の予約をお願いします。

*締切日以降の書類の差し替えは受け付けませんので、ご注意ください。

(※書類の追加・修正がある場合もありますので、余裕を持って提出ください。)

(3) 提出場所

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市健康福祉部長寿福祉課介護保険係（市役所1階30番窓口） 【電話】0256-77-8177（直通）

(4) 応募にあたっての留意点

- ①応募及び審査に必要な費用は、応募者の負担とします。又、提出頂いた書類は返却いたしません。
- ②応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

③燕市情報公開条例により、第三者から情報公開請求があった場合は、提出された書類を公開する場合があります。

④書類提出後応募を辞退される場合は、「辞退届」を提出してください。

⑤応募にあたり、第三者との間に交わされた確約等については、応募者の責任をもって対応することとし、損害賠償等の問題が生じた場合についても、応募者が責任を持って対応してください。

3. 選定について

(1) 選定機関

燕市介護保険運営協議会事業者選定部会（以下「選定部会」という。）

(2) 審査方法

①一次審査 本要項に規定する整備の要件等について、応募書類等により審査を行います。

※必要に応じて、ヒアリングや建設予定地の現場確認を行います。

②二次審査 一次審査を通過した応募者は、選定部会委員に対して以下の内容でプレゼンテーションを実施してもらいます。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分の約30分程度）

(1)基本方針について

(2)運営方針について

(3)地域との連携及び施設の特徴について

(4)事業の実現性と継続性について

③応募事業者が少ない場合は、一次審査を省略する場合があります。

(3) 審査の考え方

次の考え方に基づき審査します。

① 基本方針

1	法人の基本理念について	社会福祉を目的として適切な経営理念を持っているか。
2	施設の基本方針について	基本理念を具体化した施設運営の基本方針となっているか。

② 運営方針

1	利用者への情報提供・情報公開について	利用者や家族が必要な情報を容易に収集できるような具体的な取組みになっているか。
2	介護サービスの質の向上策について	質の高いサービスが提供し続けられるための具体的な取組みになっているか。
3	職場環境について	施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場環境づくりの具体的な取組みになっているか。

4	利用者尊厳の保持について	利用者の人権やプライバシーの保護、尊厳の保持についての具体的な取組みになっているか。
5	苦情に対する取組みについて	苦情に対する対応から解決までの具体的な取組みになっているか。
6	事故防止や事故発生時の対応について	日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止などの具体的な取組みになっているか。
7	衛生管理等の対策について	日常的な衛生管理から感染症等の発生時の対応・再発防止などの具体的な取組みになっているか。
8	非常災害対応について	災害発生等の利用者の避難誘導や日常の備えなどを見据えた自治会等との協力体制の構築や非常災害時等の危機管理に関する具体的な取組みになっているか。
9	虐待防止への取組みについて	虐待防止のための職員研修や利用者への虐待防止の取組み、それに虐待発生時の対応に関する具体的な取組みになっているか。
10	個人情報保護対策について	利用者の個人情報の保護対策についての具体的な取組みになっているか。

③ 地域との連携及び施設の特徴

1	地域密着型施設としての地域との連携について	施設や利用者が地域と連携するため交流や創意工夫などの具体的な取組みなどがあるか。
2	施設面での利用者や地域への配慮について	介護施設として利用者に質の高いサービスを提供するための取組みや家族や地域に開かれた施設であるかなど、工夫があるか。
3	環境や災害発生時への配慮について	整備する施設の環境への配慮、耐火性や災害発生時の利用者への配慮が十分になされているか
4	地域への貢献について	一般的な地域貢献については考えられているか。

④ 事業の実現性と継続性

1	資金計画について	事業を継続していくための確実な資金計画となっているか。
2	収支見込について	事業を継続していくことのできる収支見込みとなっているか。
3	母体法人等の経営状況について	母体法人等の経営状態は良好なものであるか。また、良質な介護サービスが提供できる能力を有しているか。 (法人新設の場合も、基盤となる組織等の経営状態について、ない場合はそれに代わるものを記述する)
4	法人の代表や役員等について	高齢者の介護に関する経歴や実績等があるか。また、管理者（予定者）は、高齢者の介護に関する経歴、資格等を有しているか。

5	利用者の確保（施設稼働率）の考え方について	現実的な利用者の確保の考え方となっているか。
6	人材確保の確実性について	事業の実現と継続のため確実な人材確保や職員教育の計画となっているか。

（４）審査にあたっての留意点

- ① 審査・評価の過程で、本市が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求めています。提出書類の追加等に応じられない場合は、応募を辞退したものとみなします。
- ② 審査及び評価の結果、該当事業者がない場合もあります。
- ③ （３）審査の考え方において、④の６「人材確保の確実性について」は、審査上、特に重視します。

（５）候補者の選定

- ①選定部会委員の審査・評価点数を合計し、合計点数のもっとも高い事業者を第１候補者とします。次に得点が高い事業者を第２候補者とします。ただし、合計点数が総点数の７割に達する事業者がない場合は、選定しないものとします。（応募が１事業者の場合も同様とします。）
- ②もし、第１候補者が何らかの事情により着手できない場合は、前項ただし書きの要件を満たしている第２候補者を繰り上げるものとします。

（６）その他

- ①選定部会は非公開で実施します。
- ②選定後の計画内容の変更等は軽微な場合を除き、原則として認めません。
- ③事業者選定後、建築計画及び事業計画について、本市関係課、新潟県等の指示に従うこと。また、本市関係課、新潟県等の指導により、提案内容に変更が生じる場合は直ちに本市と協議することとします。
- ④選定結果は書面で通知するとともに、ホームページで公表します。
- ⑤選定部会に出席を求められた場合の出席に要する費用については、出席者の負担となります。

4. 公募から開設までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
1月24日（金）	募集要項公表（市ホームページ）
2月3日（月）～2月20日（木）	応募受付
2月下旬	一次審査（書類審査）
3月中旬	二次審査（プレゼンテーション）
3月下旬	選定結果通知
令和2年度補助金内示・交付決定	建設工事入札、工事着工
令和2年度中	開設

5. 整備費補助について

（1）新潟県介護基盤整備事業費補助金（令和元年度）

①地域密着型施設整備事業（地域密着型サービス施設等の整備）

区分	補助単価	対象経費
・小規模多機能型 居宅介護事業所	15,000～33,600千円の範囲で知事が定める額×施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。

②施設開設準備経費等支援事業（定員29名以下の地域密着型施設等）

区分	補助単価	対象経費
・小規模多機能型 居宅介護事業所	839千円の範囲で知事が定める額×宿泊定員数	整備する施設の円滑な開所に必要な開設前の6か月に係る、開設の準備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

（2）補助金に対する注意事項

- ①新潟県介護基盤整備事業費補助金の単価は、令和元年度の単価であり、令和2年度に見直される場合もあります。
- ②補助金は、予算の範囲内において額が決定されるため、基準単価を下回る補助額となることがあります。この場合、資金計画を見直す必要が生じることもあります。
- ③補助金を受けるにあたっては、別に市と協議を行う必要があります。また補助を受けて行う建築工事等の契約は、市が行う公共工事に準じた競争入札等を行う必要があります、事前に建設業者を任意で決定することはできません。

④本公募に係る施設整備に対する補助金は、新潟県介護基盤整備事業費補助金となります。市の財源による単独の補助はありません。

6. 応募書類一覧

番号	書類名	留意事項等	様式	提出
1	応募申込書		様式 1	
2	事業計画書		様式 2-1 様式 2-2	
3	資金計画書		様式 3	
4	収支予算書等	事業開始から 2 年間の収支見込	様式 4	
5	資金計画補足資料	・ 預金残高証明書 ・ 融資見込証明書等及び償還計画書 ・ 寄付金・出資金等があれば事実確認できる書類等(提出日 1 か月以内に証明されたもの)	任意書式	
6	定款又は寄付行為	最新のもの	任意書式	
7	法人登記簿謄本	書類提出日より前 3 か月以内のもの	任意書式	
8	法人の概要	・ 法人の基本的事項	様式 8	
		・ 法人代表者経歴書 ・ 管理者(施設長)の最終学歴、前職及び法人内での職歴書 ・ 法人の概要(パンフレットでも可) ・ 現在運営している施設又は事業に関するパンフレットなどの資料	任意書式	
9	法人の役員名簿	役職、名前、住所、年齢、職業、略歴を記載したもの(略歴は法人に提出された履歴書のコピー可)	様式 9-1 様式 9-2	
10	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号(地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項)及び同法第 115 条の 1 第 2 号項の各号(地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項)の規定に該当しないことの誓約書	様式 10-1	
		役員等に燕市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 2 号)第 2 条に規定する暴力団員又はその構成員がいない、若しくは暴力団の構成員と親密な関係を疑われるような者がいない又は、その統制の下にない団体であることの誓約書	様式 10-2	

1 1	決算書等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の最近3年間の決算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、またはこれに準ずる書類） ・納税証明書3年分（滞納のない証明） ※法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税等	任意書式	
1 2	基本計画の図面	① 位置図 ② 施設配置図 ③ 各階平面図（廊下幅や居室等の㎡数も記載のこと）	任意書式	
1 3	整備予定の土地・建物に関する権利関係書類	・土地、建物登記事項証明書	法定書式	
		<ul style="list-style-type: none"> ・借地、借家契約書の写し又は土地の譲渡、借地・借家に関する承諾書等 （借地による場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は借地権を設定すること）	様式1 3	
1 4	整備地域の住人、自治会等に理解を得るための方策等	建設にあったっての、地元自治会への説明の計画等	様式1 4	
1 5	施工計画書	工事から開設までの日程表	様式1 5	
1 6	年度別職員採用離職状況	各年度毎に法人全体の職員の採用と離職者の人数に関する資料	様式1 6	

<応募申込書をご提出いただくにあたり、以下の点にご注意ください>

- ※ 用紙はA4版サイズとし、線や文字は明瞭なものを使用してください。
- ※ 応募申込書提出にあたり締切日以降の資料の追加提出等はお受けできません。
- ※ ご提出いただいた応募申込書及び添付資料等の返却はいたしません。
- ※ 応募申込書等の作成に伴う費用は全額事業者負担となります。